

令和3年度 新居浜市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,187,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月7日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		5,450,000	305,681	5,755,681
	1. 地方交付税	5,450,000	305,681	5,755,681
15. 国庫支出金		9,909,931	208,996	10,118,927
	1. 国庫負担金	6,973,778	112,246	7,086,024
	2. 国庫補助金	2,918,885	96,750	3,015,635
16. 県支出金		3,900,283	1,672	3,901,955
	2. 県補助金	1,017,269	1,672	1,018,941
19. 繰入金		1,588,119	△77,173	1,510,946
	1. 基金繰入金	1,588,119	△77,173	1,510,946
22. 市債		5,383,400	204,200	5,587,600
	1. 市債	5,383,400	204,200	5,587,600
歳入合計		52,544,383	643,376	53,187,759

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,510,774	53,000	5,563,774
	1. 総務管理費	4,643,749	53,000	4,696,749
3. 民生費		21,143,808	23,937	21,167,745
	1. 社会福祉費	10,167,469	10,062	10,177,531
	2. 児童福祉費	8,619,412	13,875	8,633,287
4. 衛生費		4,657,039	376,890	5,033,929
	1. 保健衛生費	1,901,053	376,890	2,277,943
6. 農林水産業費		706,184	52,508	758,692
	1. 農業費	455,753	52,508	508,261
7. 商工費		3,291,731	52,041	3,343,772
	1. 商工費	3,291,731	52,041	3,343,772
8. 土木費		5,493,333	50,000	5,543,333
	2. 道路橋りょう費	1,052,165	50,000	1,102,165
10. 教育費		4,670,745	35,000	4,705,745
	6. 保健体育費	1,034,474	35,000	1,069,474
歳出合計		52,544,383	643,376	53,187,759

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場施設整備事業	184,690
10 教育費	6 保健体育費	総合運動公園推進事業費	35,000

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 活 性 化 事 業	千円 160,100	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越しして借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 238,200	補正前に同じ	%	補正前に同じ
過 疎 対 策 事 業	94,100				132,100			
環 境 施 設 整 備 事 業	101,700				189,800			
計	5,383,400	—	—	—	5,587,600	—	—	—